

帝国議会貴族院 沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律案件外四
特別委員会議事速記録第一号 明治四十一年三月七日

付託請案

沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律案

沖縄県酒類出港税則中改正法律案

酒母、醪及麹取締法中改正法律案

練乳原料砂糖戻税法案

地方税制限に関する法律案

委員氏名

委員長 伯爵 正親町 實正君

副委員長 男爵 松平 正直君

委員

伯爵柳原 義光君

子爵牧野 忠篤君

男爵小澤 武雄君

小松原英太郎君

江木 千之君

男爵目賀田種太郎君

男爵高崎 安彦君

男爵吉川 重吉君

男爵青山 元君

千板 高雅君

古市 公威君

柴田 家門君

大谷嘉兵衛君

木村誓太郎君

鎌田榮吉君

宮崎喜久太郎君

明治四十一年三月七日（土曜日）午前十時二十五分開会

委員長（伯爵正親町實正君） 是より開会いたします、今日は沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律案、是から順序に調査に掛けようと思ひます、一應政府委員の弁明を請ひます

政府委員（桜井錢太郎君） 沖縄県及び東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律案、此提出の理由は既に本会於て政府委員より説明を致してありますが、酒税の取締上、今日沖縄県小笠原島伊豆七島を税法の施行地に致して置きます。此地方に酒造税を施行いたしませぬと酒税の取締上、甚だ不便を感ずると云う次第であります。故に税法を地方に施行すると云うことにしたい、斯う云うのが本案の趣意でございます。沖縄県並に小笠原島伊豆七島に税法を施行いたしますれば、従つて酒造税に若干の収入が伴いて生ずるのは無論であります、酒造税法を此地方に施行する大要の趣意は収入を増加しようとするのが主たる趣意ではないと云うことを申上げて置きます。それで今日まで沖縄県並に小笠原島其他に酒造税法を施行してありませぬ為に沖縄県の酒類出港税に是等の地方から酒類が段々と密輸出をして参ります。それが為に沖縄県の酒類出港税に於ても其収入が減ると云う状況がありまして、同時に又酒造税を負担しませぬ所の小笠原島で造つた酒が内地に密輸入して居りますが、それが為に内地の酒造者が大なる影響を被り従つて内地に於

きます所の酒造税に依って得て居りまする収入に影響を及ぼして参らぬと限りません。是等の黙を取締するにはどうしても酒造税法を彼の地に施行しなければ取締が立たないのでございます。今日の沖縄県の状況を見ますと沖縄県では営業免許税と云うものが行われて居ります。即ち一つの営業場所に付いて一年幾ら、斯う云う単純なる免許料を取って酒造営業を許して居るのであります。われが為に沖縄県の酒造業者の製造の場所に付いて十分なる監督をすることが今日出来て居りません。唯免許料を取って営業を免許するだけになって居りますから、誰がどれ程の酒を造ったと云うことも實際能く分らぬ有様であります。従って其造った酒が各地の海岸から密輸出をして出港税を拂うべきものを拂わずに出て行くことが行われてまして、今日の儘に致して置かまはしては沖縄県の酒造出港税の収入も十分に確保するに云う譯に行かぬ有様でありますので、然らばどう云う風にして取締るが宜しいかと申しますと即ち税法を施行するより外ないのであります。税法を施行することに致しますと何所に某の製造所があって、幾らの酒を造ると云うことは兎に角、取締が付きます。そうなりますと製造者が造った所の酒をどう云う風に何所へ出した、誰に売ったと云うことが直に分かりますから密輸出の取締が之が為に十分出来ると云う結果を来たします。そこで税率のこと付いて研究を致したのであります。取締の一方より見ますれば内地に行なわれて居る所の酒造税法を其儘全部行えば足りて居るのであります。沖縄県の事情は御承知の通り内地の状態と生活の状態がまだ今日に於ては同じようであるとは申されません。餘ほど変わった所があります。即ち内地に比べますと一般に低いと申さなければなりません。そう云うところでありますから今までで酒造税を拂って居りません所の酒に一躍して一石三十五円の税を課けると云うことは餘ほど酒の値段に急激の変動を興えることになると思います。従って沖縄県の消費して居ります所の泡盛焼酎の値が非常に上がることになりまますので、彼等の日常の嗜好品として飲んで居る所の焼酎の値段を餘り急激に上げることは是は穩でないだろうと云う所から凡つ内地に行われます所の税率の三分の一を課すると云うことが相當であろう。即ち沖縄県民其他直ちに今日の高い税率を適用すると云うことは餘り急激であろうと云うことを以って三分の一の程度と定めたいのであります。それから小笠原島伊豆七島と云うことも酒造税を施行することになって居りますが、小笠原島に於きましては今日までの状況では気候の関係上、普通に申します所の清酒と申しますのは此地では十分に出来ませんそうであります。餘り暖かい為に十分に出来ないそうです。併し清酒以外の焼酎其他に至りましては暖い地方でも矢張り出来ますので、今日小笠原島に盛に酒を造りつ、あるとは見ては居りませんが、此地方も税法の施行地に致して置かまはんと、此所が色々の密造密輸出と云うような根拠になるような がありますから、是又取締の為に税法を施行すると云う趣意であります。是等の地方からは税法を施行いたしました所がどれ程の収入が上ると云うことは未だ見据は付きません。主として取締を十分にしようとするのが目的になって居ります。それから此法案は先きに御決議になりました所の酒造税法の改正案と関聯を致して居りまして、先きに御決定になった所の改正案に據りますと云うと、第三十八条乃至第四十条を削ると云うことが酒造税法の改正に中

にあります。此三十八条は沖縄県小笠原島伊豆七島には酒造税法を施行せずと云う法文であります。それを削るのであります。そう致しますれば沖縄県に酒造税法を施行することになって来ますから、此儘にして置きますと沖縄県小笠原島伊地七島には内地同様に今回増税になりました所の税法が直ぐに行われると云うことになって来ますから、沖縄県の事情としては先刻も申上げますように内地同様一躍して軽くない所の造石税を課するには相當でないと思ひますから、三分の一の程度に於て、軽い程度の税率を以て酒造税法を沖縄県に施行すると云うことは此際御審議を願ひたいと思ひます。尚御質問に依りまして御答を致します。

木村誓太郎君 唯今の御説明に依りまして伺ひたいことは、酒造税法改正案と此案は関連して居ると云うことは我々も承知して居りますが、唯今御述べの沖縄県及小笠原島伊豆七島に酒造税法を施行せんと云う条を削ったに付いては是を早くやらないと云う御説明でしたが、あの酒税法の改正法で見ますと発布の日より施行することに、たしかかつて居ったように記憶して居りますが、若し間違つて居りますれば私の心得違ひであります、発布の日より施行するとなつて居りますし、本案は四十一年十月一日より施行するとなつて居りますが其間は先刻御述べのように沖縄県其他にも内地と同額の税を課するようになりはしないか、其ことをちょっと伺ひます。

政府委員（櫻井鐵太郎君） 先刻、私の説明が少し足りないようではありますが、私の本案を説明しますのは之を早く御決め願ひたいと云うことを述べたのでなかつたので、酒造税法の改正案の如く三十八条を削ると云うのは明治四十一年十月一日より之を施行すと云うのでありまして即ち「本法は公布の日より之を施行す但し第三十八条削除に関する規定は明治四十一年十月一日より之を施行す」とありますから、沖縄県に対しては税法が四十一年十月一日より施行せられると、斯う云う順序になります。唯関連をして此法案を願ひたいと申しました趣意は、此法案が確定になりませんと、沖縄県には増税になつた所の高い税率の酒造税が十月一日から施行されることになる。其邊が差支が生じますからと云うことを申し上げた次第であります。

千坂高雅君 ちょっと伺つて置きたいのでありますが、沖縄県の是までの焼酎の税はどうか云うことにして取つて居つたのでありますが、税の高はどの位なものでございますか

政府委員（櫻井鐵太郎君） 御尋ねの沖縄県には営業免許税と云うのがございます。そうして造石高の多少に拘らず、月額に二圓を課して居ります。

千坂高雄君 して見ますると今度歩合になつて賦課するも、月額二圓と云うような税率に當 めまして、今まで税が無い所へ、政府は軽い税を課けるような、其非常に重いものになりはせぬかと懸念するが、三分の一とか二とか云う割合は、御見込はどの位井取れる御見込か、それを伺つて置きたい。

政府委員（櫻井鐵太郎君） 御尋ねの要点は今日の月額二圓の免許税と今度の造石税の三分の一とを比較すると、今回の方が税が高くなるかどうか、斯う云う御尋ねでございますか。

千板高雄君 左様……

政府委員（櫻井鐵太郎君） 御尋ねの通り高くなります。

千板高雄君 其御見込はどの位

政府委員（櫻井鐵太郎君）どの位と云う御尋ねであります、今日までは営業芽 mm 居税で、造石高の多少に拘らず二圓と云うのでございますから、造石高の多いものには軽く當りますから、之を均らして比較すると云うことは餘程むずかしいのございます。

男爵小澤武雄君 千坂君からの質問に、今までの免許税と今度の三分の一と云うものとを比較して見たならば、どれ程の差があるかと云う質問であった所が、それはどうも比することが出来ないと云う御答弁であったようです。私は同じことであるけれども、他の方から御尋ねして見たい。それは三分の一と決めると云うことの根拠は、どう云うことを根拠として三分の一ならば宜しいかと云う算當が出るのか、之を一つ願いたい。

政府委員（櫻井鐵太郎君） 三分の一と定めましたのは、詰り程度と申上げるより外に理由はございません。沖縄県の泡盛焼酎は一石凡つ……是は一兩年前の調べでございますが、一石十八圓八十錢いたして居ります。それで此泡盛焼酎はなかなか強い、酒精分を餘計含んで居る飲料でございます。酒精分が四十五度以上あります、丁度内地の精酒に比べますと、先ず三倍に強い酒である。それを今日までは、なかなか多量に飲んで居る。沖縄県の泡盛焼酎を飲みまする高い、一人平均七升二合であります。七升二合は内地の清酒を飲む割合の七升二合に比べますと分量は似て居るようでございますが、詰り三倍強い「アルコール」を飲んで居る。斯う云う風になって居る。それで先ず十八圓八十錢ぐらい今日いたして居りますが、それに税を課けたならば、必ずそれだけ泡盛の直段は上りましょう。上りましょうが、唯今申します通りに餘ほど強い酒でありますから、直段が上れば随ってそれを飲みますにも水を割って飲むと云うような風も起こって参りましょうし、そう云うようにすれば一石三十五圓と云う内地と同様な税が課かりましても、沖縄県民が直に其価格の税を負担すると云うことにはなりません。水を割って飲むと云う習慣でも段々出ますれば、飲み方も減って来るようになるうと思えますから……唯沖縄県民の生活の程度は、今日の所、内地よりは餘ほど低いので、先に此問題を研究いたしかすときに、内地の造石税の二分の一くらい課しても宜しかろう。斯う云う論もあつたのでございます。併し又段々研修いたしますと云うと、それより少し低い方が宜しかろう。即ち三分の一くらいが適當であらう。税法の取締りの法の 1 点から申しますと。成るべく酒造税法は全国一律に行きたいのでございます。沖縄県でも矢張り内地と同様の税を課しますれば、沖縄県の酒類出港税などと云うものを設けぬでも宜しいのでございまして一律に行く方が取締りの法から申せば誠に軽便でございますけれども、沖縄県の如き内地と生活状態の違つて居る地方には其点は斟酌しなければなるまい。其斟酌の程度が三分の一くらいで宜しかろう。斯う云うことになつたので、税額の税率の割合とか云う点から計算を致しまして三分の一と云う程度を決めた課ではございません。唯今申しますような趣意で程度を決めました次第でございます。

政府委員（櫻井鐵太郎君） 先刻、千坂君の御尋ねでございますから御参考までに申しますが、沖縄県の泡盛焼酎が三十九年には凡つ八万石でございます、それで免許税が四千圓でございます。それでありまして一石に対して免許税が四千圓でございます。それでありまして一石に対して免許税を割りますと一石に五十錢、斯う云ような極く軽いものが出ます。

千坂高雄君 今日、参考書を拝見すると八十万ばかり今度は取れるような算用にな